

令和元年度 包括外部監査の結果報告書

概要版

仙台市包括外部監査人
公認会計士 成田孝行

創業創出関連施策及び事業の事務の執行について

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 特定の事件を選定した理由

仙台市は2018年度を終了年度とする仙台市実施計画を策定実施し、2019-2020年度を対象年度とする仙台市実施計画を策定したばかりである。当該仙台市実施計画の重点的な取り組みの中で、「4 人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくりー(3)未来への活力を創る産業の育成・誘致」を掲げている。これは、仙台市実施計画のもととなった「仙台市政策重点化方針2020」及び「仙台市総合計画」の中においても重点的な取り組み事項として取り上げられている。

加えて仙台市は「日本一起業しやすいまち」を目指し、新規開業数の増加など現状一定の成果を挙げているが、今後、東北の人口減少予測などに鑑みると、新たな産業成長・地域課題解決の種を見つけ、それを撒き、育てていくことはなお重要である。

そのため、ある程度成果が見られた現時点において、関連施策について有効性・効率性・経済性の観点から検討することは、今後当該施策のさらなる効果的な実施や改善のため意義があると判断し、市の未来を考える上でも有用と考えた。

第2 監査対象の概要

1. 監査の対象とした施策及び事業、外郭団体等

監査人は今回の監査対象範囲の事業を以下のように分類した。

No.	区分	内容
1	—	仙台市が主たる運営費補助金を拠出している外郭団体である仙台市産業振興事業団を監査対象として抽出した。なお当該組織は No.2 対象事業の一部を実際に運営・実施している。
2	—	テーマに沿った検討すべき課題等が見込まれる 30 の創業創出関連施策・事業を抽出した。
3	—	平成 25 年度に実施された「経済局の財務事務の執行及び関係出資団体の経営に係る事業の管理について」の包括外部監査の指摘事項や意見に対する改善状況・対応状況も監査対象とした。
—	1	未来への活力を生み出す「起業支援」関連施策及び事業(複数の場合、複数で記載)
—	2	立ち上がった後も継続的にフォローする「成長支援」関連施策(複数の場合、複数で記載)
—	3	次世代の潜在的な起業家マインドを掘り起こす「人材教育、育成」関連施策(複数の場合、複数で記載)

そして、この分類のもとで、仙台市から入手した平成 30 年度の創業創出関連施策・事業一覧を以下のように区分した。

No.	区分	事業名称 施策名称	関連部課	予算額 (単位:千円)
1	1,2,3	仙台市産業振興事業団(外郭団体)運営費補助金	経済局 仙台市産業振興事業団	311,158
2-1	1,2	起業支援センター(アシ☆スタ)	経済局産業振興課	40,730
2-2	1,2	起業人材誘致促進(プロボノ活用型起業家支援)	経済局産業振興課	3,000

No.	区分	事業名称 施策名称	関連部課	予算額 (単位:千円)
2-3	1,2,3	社会起業人材の育成(東北ソーシャルイノベーションネットワークハブ)	経済局産業振興課	19,322
2-4	1,2,3	起業啓発・促進イベント開催	経済局産業振興課	8,590
2-5	1	大学生海外留学支援	経済局産業振興課	5,000
2-6	1	外国人創業活動促進	経済局産業振興課	1,850
2-7	2	急成長型ベンチャー・中核的起業家育成、公共空間活用型起業家育成	経済局産業振興課	35,000
2-8	2	IIS 研究センター補助	経済局産業振興課	27,830
2-9	2	GLS 運営等	経済局産業振興課	19,370
2-10	2	中小企業製品開発補助	経済局産業振興課	18,500
2-11	2	企業連携促進	経済局産業振興課	15,000
2-12	2	IT コミュニティ活性化促進	経済局産業振興課	9,850
2-13	2	首都圏 IT 人材誘致推進	経済局産業振興課	9,370
2-14	2	中小企業製品開発等への支援	経済局地域産業支援課	12,900
2-15	2	地域 IT 人材確保・育成	経済局産業振興課	12,376
2-16	2	IT 活用 BDD 事業	経済局産業振興課	9,332
2-17	2	次世代放射光施設関連産業振興	経済局産業振興課	8,800

No.	区分	事業名称 施策名称	関連部課	予算額 (単位:千円)
2-18	2	ICT を活用した課題解決ビジネス創造プログラム	経済局産業振興課	6,855
2-19	2	東北大学連携型起業家育成(T-Biz)	経済局産業振興課	5,840
2-20	2	IT 産業ポータルサイト運営	経済局産業振興課	3,727
2-21	2	フィンランド連携型 IT 企業海外展開支援	経済局産業振興課	3,198
2-22	2	IT 企業マッチング促進	経済局産業振興課	3,000
2-23	2	御用聞き企業の訪問の実施	経済局地域産業支援課	2,880
2-24	2	国際的起業イベント出展	経済局産業振興課	2,778
2-25	2	組込関連産業展示会出展	経済局産業振興課	1,835
2-26	2	MEMS センサ活用促進	経済局産業振興課	750
2-27	2	東北 ILC 推進協議会の支援	経済局産業振興課	50
2-28	3	小中高生向け起業体験スクール	経済局産業振興課	2,656
2-29	—	企業立地促進事業	経済局企業立地課	192,020
2-30	—	次世代エネルギー創出促進事業	まちづくり政策局 防災環境都市・震災復興室	818
3	—	過去の包括外部監査の指摘事項への対応状況	経済局全課 仙台市産業振興事業団	

第3 外部監査の結果及び意見

(総論)

1. 事業実施における指標の明確化(結果)

今回監査の対象とした事業のうち、60%(18/30件)の施策・事業に明確な成果指標がないとの回答がなされた。

確かに、創業支援などの経済振興の施策の場合は、直接の支出効果を把握することが困難な施策が多いかもしれないが、間接的・部分的な補助効果を示すと考えられる指標を調査・把握し、できるだけ補助効果を示す指標を明確にすることは不可能ではない。

一般的に、どんな小さな金額であっても、事業や施策に税金を投入するにあたっては、費用対効果を重視する姿勢を市民は期待している。

仮に、効果を把握できる定量的な指標が存在しない場合でも、個々の事業単位で間接的・部分的な補助効果を示すと考えられる指標を定めた上で、事業を行い、その効果を説明する責任が市にはある。

2. 公募型プロポーザル方式の効果的な実施方法(意見)

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定している中で、公告の時期が遅い、公告期間が短いなど、公告期間の設定に疑問を感じるケースが見受けられた。また、公募型プロポーザルを行う際には特に考慮されなければならない公平性、透明性及び競争性の向上などの要求事項を重視していないように見受けられるケースもあった。さらに、公正性及び透明性を高めるための情報提供の姿勢も不足していると感じた。

市にはガイドラインの設定はあるものの、実際の運用は当該ガイドラインの考えから外れたものとなっている点が検出されたことから、担当者への趣旨の浸透という点では甚だ不十分である。市は、いま一度職員に当該ガイドラインを周知徹底し、趣旨に沿った運用が行われるように措置すべきである。また、措置の実効性を担保するために自己点検も行うべきである。

3. 効果的な事業実施のための人的体制づくり(意見)

実際に今回監査を行う過程で、たくさんの職員と話す機会があったが、創業関連事業、経済振興事業の多くは、担当職員の熱い熱意・熱量に支えられて、献身的に実施されている様子が見て取れた。だが、担当者に質問してみると、「行うべき業務が多くて手が回っていない状況もある」との回答も聞こえてきた。

このような熱意・熱量に依存した運用では、過重労働を引き起こす懸念が生じる。いまのところ短期的には熱意に支えられ効果的に遂行されているものの、仮に長期的に過重労働が放置されてしまうと労働効率や生産性が低下してしまい、結果的に市の業務遂行が非効率になってしまうのではないかと懸念も同時に感じた。特に創業関連事業のイベントの大半は、下半期に集中しており、その結果業務量の季節ごとの偏りも生じている。下半期集中は、年度内完結という市側の予算の制約もあり生じているものであり、率直に言って、市役所による年度予算の論理、人事施策の論理であると考えられるが、必ずしも被支援者本位の施策とはなっていないのではないかと、事業によっては期間の制約から十分に成果が残せないまま終了してしまっているように感じるものもあった。

このような状況を排除するために、市は、組織的に業務量を把握し、業務と人員のバランス、期間ごとの業務量のバランスを重視した運営を行う必要がある。市には、実際に最前線で働いている職員の業務環境を整え、業務が効果的に実施される人的体制づくりを行う責任がある。仮に短期間で十分な成果を残せないのであれば、複数年にわたりしっかりと支援するような施策設計についても検討し、その結果、もし業務量のバランスの期間的な偏りが解消されるならば、人員の業務偏重のみならず、効果的・持続的な支援を行う観点からも弾力的な運営につながるようになるであろう。

4. 効果的な事業実施のための土壌づくり(意見)

市の事業には、『人材教育、育成』関連施策が、他の施策に比べて少数である様子が見て取れる。

市は税金を有効に市政に使用する責任があるため、まずは創業支援、起業支援を行うための直接的な支援を重視する姿勢が必要なのは当然であるが、一方で、創業及び起業に関する中長期的な視点が不足しているように感じた。

創業家・起業家を増やすため、すなわち創業しよう起業しようとするプレイヤー自体のパイをより広げるためには、まずは起業家の裾野を広げることも肝要である。

市には、将来にわたり持続的な経済発展を行うため、起業家の裾野を広げるような教育や啓蒙などの視点をより重視することを期待する。

(各論)

項目	区分	報告書 ページ	内容
1. 公益財団法人仙台市産業振興事業団運営費補助金			
① 仙台市に対する結果			
補助金交付に係る実績報告について	指摘①	32	事業結果報告について要綱に違反した運用が続いている。実態に合わせて違反とならないように措置すべきである。
四半期ごとの状況報告について	指摘②	32	要綱所定の報告書という形での報告はなされていない。また、報告タイミングも要綱どおりにはなっていない。 要綱に準拠した運用となるよう、報告書による報告を適時に実施する必要がある。
仙台市産業振興事業団の一般正味財産減少について	意見①	33	事業団の一般正味財産はこのままの水準で減少が継続した場合、10年以内に枯渇してしまう可能性がある。 事業団の運営の在り方について指導力を発揮し、問題が顕在化する前に早期に対策を講じることが望まれる。
② 仙台市産業振興事業団に対する結果			
指定管理者として運営している施設の修繕費について	指摘③	34	事業団が、指定管理者として業者との間で、空調修繕工事にかかる契約を締結しているが、市の資産にかかる重要な修繕契約について、事業団が契約の主体となることは望ましくない。原則通り市が業者と直接工事契約を締結するべきである。
領収証控えの管理について	指摘④	34	領収証の控えを残していない。運用を改善すべきである。
領収証の連番管理及び管理簿の作成について	指摘⑤	35	領収証の管理方法について効果的な管理が行われておらずこれも改善すべきである。領収証の控えを保管する管理簿を作成し、連番管理を厳密に行う必要がある。
契約事務審査委員会での審査事項について	意見②	35	契約事務審査の際、合議体で決議することのみを定めており、具体的な審査項目を定めていない。最長継続期間や指名回数の制限を入れるなど審査項目を具体的に定めることが望まれる。
契約変更につ	意見③	36	要綱では、やむを得ない理由による場合は理事長の

項目	区分	報告書 ページ	内容
いて			承認を得て契約を変更することができる」と規定されているが、どのような場合が「やむを得ない事情」なのか具体的には定められておらず、恣意的・弾力的な運用がなされる可能性がある。 契約締結前に行う厳密な審議の抜け穴として利用される可能性があるため同要綱の見直し等が望まれる。
満期保有目的 債券への償却 原価法の適用 について	意見④	36	事業団が満期保有目的で保有する国債の貸借対照表価額が、公益法人会計基準に準拠していない。重要性の判断基準を定めた上で、取得の都度、償却原価法を適用すべきかどうかを検討する必要がある。
特定資産の例 外運用につい て	意見⑤	37	金融機関 1 行あたりの運用金額は原則として 10,000 千円を上限とする旨が定められているが、一部の金融機関の定期預金運用残高が上限を超過していた。例外的な運用を行う場合には、十分に検討が行われ、その過程及び結果を文書化すべきである。
仙台市産業振 興事業団で使 用する事務什 器の管理につ いて	意見⑥	37	事業団のオフィスで使用している一部の事務什器は、市の所有となっており、固定資産の管理が煩雑になっている。 管理の煩雑さを減らし、効率的な運用を行うことが望まれる。
2-1. 起業支援センター(アシ☆スタ)			
夜間・休日の 起業相談窓口 のニーズの調 査について	意見⑦	39	夜間・休日の起業相談は、平日日中仕事をしながら起業を考えている人の潜在的なニーズに応えられていない可能性がある。起業家の相談の選択肢を増やす形で、実効的な支援を実施し、仙台圏域の起業環境を更に充実させることが望まれる。
アシ☆スタ交 流サロンの利 用者増加につ いて	意見⑧	40	アシ☆スタは、せっかく仙台駅に隣接する好ロケーションにサロンを設置しているのにも関わらず、利用者は必ずしも多くない時もあり、現状は施設を最大限有効に利用できていないように見受けられた。 当該施設を設立した目的を達成し、施設を最大限活用するために、起業環境の充実整備を推進し、交流サロンの広報にも更に力を入れることが望まれる。
開業者の実態	意見⑨	40	産業振興というより大きな目的のためには、単純な開

項目	区分	報告書 ページ	内容
把握について			業数のみならず、その後の事業継続や事業発展までの視点もまた重要になると考えられる。 この点で、最大限効果を上げるためには、分析が必須である。その前提となる情報収集に関して、より実効的な情報収集を図るための方策を検討することが望まれる。
2-2. 起業人材誘致促進(プロボノ活用型起業家支援)			
起業人材誘致促進に関する成果指標の設定について	意見⑩	43	明確な成果指標に基づく評価をしていない。 事業の有効性を適切に評価し、次年度以降の事業の改善に資するために、成果指標を設定し、効果を測定することが望まれる。
2-3. 社会起業人材の育成(東北ソーシャルイノベーションネットワークハブ)			
2-28. 小中高生向け起業体験スクール			
社会起業人材育成等に関する成果指標の設定について	意見⑪	46	明確な成果指標に基づく評価をしていない。 事業の有効性を適切に評価し、次年度以降の事業の改善に資するために、成果指標を設定し、効果を測定することが望まれる。
2-4. 起業啓発・促進イベント開催			
イベントの効果把握方法について	意見⑫	48	起業家にとっての励みとのバランスも考慮しながら、より効率的・効果的なイベントの効果把握方法について、長期的視野の観点も考慮して検討することが望まれる。
適正な業務分担について	意見⑬	49	創業関連イベントは担当係への負担が増大している状況にある。過大な業務を行うことで、情報共有や実施後のフォロー等の意識が減少するなど、個々人が抱える業務が属人的となってしまう、組織的な情報共有がなされず結果として非効率となっている可能性もある。労働環境の状況を適切に把握し、全体として効率的効果的な業務遂行となるよう組織的な対応を図るべきである。
2-5. 大学生海外留学支援			
制度利用者の県内就職・起業の充実化に	意見⑭	51	国際化人材を地元企業に供給するという点では、制度の実績は必ずしも多くはない。また、「起業」に関しての実績はなく、これを実現するための課題は多分に

項目	区分	報告書 ページ	内容
について			残っている。 起業支援に対する情報を提供する等、制度の実効性を高める施策をさらに検討すべきである。
2-6. 外国人創業活動促進			
スタートアップビザ制度利用者の増加に向けた施策について	意見⑮	53	スタートアップビザ制度の直近3年間の利用者数は少なく、特に平成30年度の実績は無かった。 当該取り組みを推進すべく、より発信力高く効果的な広報活動の在り方を模索・検討・実施することが望まれる。 必要であれば、スタートアップビザに加えてさらなる支援策を充実させることを検討すべきである。
創業活動計画に関する聞き取り表の統一化について	意見⑯	54	申請者に対して創業活動計画の調査を行う旨規定されているが、調査項目は個々の担当者によりばらつきがあることから、聞き取り表の内容はより統一的内容に改善する余地が多分にある。 申請者の創業活動の有効性を高める観点からも調査内容は統一化すべきである。
創業活動調査に関する姿勢について	意見⑰	55	調査担当者の姿勢が形式的と思われるような記載が見受けられ、調査自体が具体的な事業展開に関する深い議論にまでは至っていない印象を受けた。 担当者が調査に取り組む姿勢及びこれを支える体制についても、さらに効果を上げるために、向上させる余地が多分にあると考える。
2-7. 急成長型ベンチャー・中核的起業家育成、公共空間活用型起業家育成			
公募型プロポーザル方式における説明責任のあり方について	指摘⑥	58	平成30年度に、委託業者を選定し、平成30年5月に委託契約を締結したものの、その後にイベント運営等の委託を追加する形で増額する変更契約を締結している。この際公募は行われず、委託者からの見積りに基づく契約の変更という形で変更契約がなされている。 一般的に、このような契約変更は、公募型プロポーザル方式の趣旨から外れている可能性が高い。受託候補者特定における公正性や透明性の観点から、市には、経緯を説明する責任があるが、この点説明責任は

項目	区分	報告書 ページ	内容
			果たされておらず社会通念に照らして妥当とは言えない。
2-8. IIS(情報知能システム)研究センター補助			
アンケート結果の確認について	意見⑱	61	アンケート結果において、正確性については確認を行っていないとのことであった。 アンケート結果を当事業の成果指標としている以上、任意かつ自己申告によるアンケートといえども、一定の正確性は担保されるべきであり、特に著しい変動がある場合は、数値誤りがないか、事業者から入手したアンケート用紙からの転記ミスがないかなども含めて、深度ある確認を行うべきであると思慮する。
アンケートの回収率について	意見⑲	61	支援を行った企業に支援の効果に関するアンケートを送り回答を求めているが、回答が得られたのは約半数であり、回収率は低い。 過不足なく収集し分析できないと改善にはつながらない。施策実施の費用対効果をより高めるためには、回収率をより高めるように工夫する必要がある。
用語の定義のあいまいな運用について	意見⑳	62	同補助金に関する交付要綱における重要な用語の定義が定まっていない。用語の定義が定まっていない場合、事業の対象となる企業について様々な解釈が行われる余地が生じ、当補助事業が公正、適正に行われないおそれが生じる。 事業を公正、適正に推進するためには事業の対象となる企業に関して「解釈」の余地が入り込むべきではなく、用語の定義は明確にするべきである。
2-10. 中小企業製品開発補助			
実績報告書に関する書類の不足について	指摘㉑	67	実績報告書及び支出内容について、証拠書類に基づき確認したところ、必要な書類は提出されておらず、要領に準拠した書類が不足している事項が1件検出された。 適切に事業を実施する前提として、適切な実施報告を受ける必要がある。証拠書類の提出を漏れなく確認するべきである。
「ドローン製品	意見㉒	67	「IT 製品等開発支援事業」及び「ドローン製品等開発

項目	区分	報告書 ページ	内容
等開発支援事業」に係る対象事業の範囲について			支援事業」における平成 30 年度の申請実績は少数にとどまり、補助金申請件数自体は決して多いとは言えない状況にある。ドローン関連の製品及びサービスの開発に限定した支援については、利用者の範囲が限られてしまうことから、事業の対象範囲とニーズとにミスマッチが生じていたように思われる。事業の対象範囲とニーズとを十分検討するなど、事業の評価を適切に実施することを期待する。
補助金利用者への幅広い告知について	意見⑳	68	開発支援補助金支給対象者は 6 社であり、目的に照らした場合は、物足りない水準である。制度趣旨を達成するためには可能な限り、できるだけ多くの企業に利用してもらう必要がある。 市内の中小企業者に幅広く利用してもらおう、当該補助金に係る公募、または告知方法はさらに工夫することが望まれる。
2-11. 企業連携促進 2-12. IT コミュニティ活性化促進 2-13. 首都圏 IT 人材誘致推進			
募集期間の妥当性について	意見㉑	71	当業務委託の公告の実質的な期間は 10 日間となっており、委託料が 15 百万円ということを考慮すると、提案者の提案書作成等の準備期間が短いと感じた。実際に応札した業者は 1 社であった。 応募期間を長くしていれば、さらにより良い提案を受けられた可能性もある。 公募型プロポーザル方式の公募が認められた趣旨を考慮し、事業内容に応じた募集期間を検討・設定する必要がある。
公告の方法について	意見㉒	72	委託先の募集にあたり、市のホームページに掲載するとともに掲示板に掲示して公告している。また、より広く周知するために業界団体等に個別に連絡をとり応募を促すなどしているが、本施策の応募が 1 社にとどまったという事実は、これらの方法だけでは必ずしも十分に適切な周知方法であったとは考えられない。 効果的な公告を行うべく、募集媒体をより工夫するな

項目	区分	報告書 ページ	内容
			ど一層検討することを期待する。
情報提供について	意見㉕	72	公募型プロポーザル方式を採用しているため、本市ホームページにより一連の流れを公表するよう努めることが期待されているが、市はこれを行っていない。 一般競争入札が原則の地方自治体の契約において、例外的に認められる公募型プロポーザル方式で契約を行う以上、委託候補者特定における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、プロポーザル実施要領、選考の過程、結果等を公表することは重要である。当ガイドラインが求める情報提供を行うことが必要と考える。
2-14. 中小企業製品開発等への支援			
中小企業製品開発等支援に関する成果指標の数値設定について	意見㉖	78	具体的な成果指標として、細分化されたそれぞれの事業にかかる成果指標は定めていなかった。 それぞれの細分化された事業の有用性を判断するには、それぞれの事業ごとの成果を評価する必要があると考えられるため、成果指標もそれぞれ定めることが望まれる。
2-15. 地域 IT 人材確保・育成			
学生向けIT業界説明会、及び高度 IT 人材研修、中堅 IT 技術者研修、並びに IT 企業新人研修等の研修に関する成果指標の設定について	意見㉗	82	明確な成果指標に基づく評価をしていない。 人材確保・育成という事業の目標を達成するために、成果指標を設定し、施策の有効性を適切に評価することが望まれる。
2-16. IT 活用 BDD 事業			
IT 導入相談対応施策実施に関する効果測	意見㉘	84	成果指標を適時に設定し、活動内容を適切に把握し、評価していく必要がある。明確な成果指標の設定がない場合には活動内容に対する評価があいまいに

項目	区分	報告書 ページ	内容
定について			なるおそれがある。 目的を達成するために、適当かつ明確な成果目標を設定し、適時に見直しを行うことで、活動内容の効果を測定することが望まれる。
2-17. 次世代放射光施設関連産業振興			
次世代放射光施設関連産業振興に関する成果指標の設定・評価について	意見㉘	88	施策について、市は市民への説明責任の観点から、一般的に事業の費用対効果測定・検証に関して説明義務を有するものの、現状具体的な成果指標を示して評価を実施していない。 平成 30 年度においては、目的に対する成果を直接的に計ることは難しい側面もあるが、市民への説明責任を負っている限りは、抽象的な目標設定のみならず、具体的な成果指標による目標を設定し、単年度における事業の評価を実施し、説明義務を果たす必要があると考える。
2-18. ICT を活用した課題解決ビジネス創造プログラム			
適切な支援対象期間の検討について	意見㉙	90	実際の施策実施時期について、十分な支援期間が確保できていない状況であった。加えて、当初の目的達成という点では課題が残る結果となっている。 費用対効果という点で改善すべき点がある。 ICTを活用して事業を行う場合は、十分な期間が必要であると考えられる。個々の被支援者の状況に応じて適切な支援を行うべく、更なる検討が望まれる。
委託先の選定について	意見㉚	91	委託業者を公募にて募集したが、平成 30 年度は結果的に 1 社しか応募がなく、その会社が受託している。 今後さらに効果を上げるために、委託先の選定についても、少なくとも公募する時期を早くして、受託者がより良い提案を構想する期間を与える等、応募者が複数となるように改善が求められる。
2-19. 東北大学連携型起業家育成 (T-Biz)			
入居企業からの提出書類の不備について	指摘㉛	94	一連の資料を確認したところ、入居企業からの申請書に誤りがある状態のまま保管されているものがあつた。 補助金支給の正確性を確保するために、審査は適切に行う必要がある。その前提として、書き損じのある書

項目	区分	報告書 ページ	内容
			類については、是正を求めるべきであるし、事後的に有効に検証するためにも是正された状態で保管すべきである。
要綱違反について(事業化報告書の提出日)	指摘⑨	94	要綱において提出期限は毎会計年度終了後 20 日以内と規定されているが、全ての企業で事業年度終了後 20 日を超過している状態であった。更に言及すると 20 日を大幅に超過して、2 カ月超の提出となっているものもあり、要綱が順守されておらず不当である。補助効果の検証を適時適切に行うため、違反の状態は改善する必要がある。
卒業企業のための NEXT 施設について	意見⑩	95	起業家育成施設の入居期間を終えた企業は退去しなければいけないが、卒業企業が利用しやすい延長施設・NEXT 施設の位置づけとなる施設がないのが実情である。 卒業企業の事業成熟化を後押しする観点からも、NEXT 施設に関して、入居企業の要望を踏まえた支援を行うことが望まれる。
補助金交付申請内訳書の様式について	意見⑪	95	補助金交付申請内訳書の様式内には、日割り計算を記載する欄がない。そのため、計算誤りや第三者からの申請金額の検証がしにくいように見受けられる。記載誤り防止、作成容易さを確保するために対応が必要と考えられる。
事業化報告書の形式について	意見⑫	96	卒業企業は売上等の事業化状況を書面で報告することになっているが、記入フォームが自由記入形式となっており会社ごとにばらつきが出ている状態である。記入フォームを企業ごとの任意とする場合、報告内容が企業間で均質化しなくなり、都合の悪い情報が隠されるおそれがある。 事業化報告書の形式を変更し、記載内容を明確化すべきである。
2-20. IT 産業ポータルサイト運営			
IT 産業ポータルサイト運営に関する成果	意見⑬	98	明確な成果指標に基づく評価をしていない。 事業の有効性を適切に評価し、次年度以降の事業の改善に資するために、成果指標を設定し、効果を測

項目	区分	報告書 ページ	内容
指標の設定について			定することが望まれる。
2-21. フィンランド連携型 IT 企業海外展開支援			
IT 企業海外展開支援に関する成果指標の設定及び効果的な施策の検討について	意見⑳	100	<p>明確な成果指標に基づく評価をしていない。</p> <p>セミナー参加者数は決して多いとは言えず、海外展開を希望する地場企業のフィンランド訪問への同行についても実績なしとなっている現状から鑑みれば効果的な施策が行われているとは考えられない。</p> <p>事業の有効性を適切に評価し、次年度以降の事業の改善に資するために、成果指標を予め設定し、定量的な評価の実施とその後の効果的な施策の検討が望まれる。</p>
2-22. IT 企業マッチング促進			
事業計画策定段階の検討不十分について	意見㉑	102	<p>予算策定当初は、外部業者に委託することを想定していたが、実際は外部委託せず市がセミナーを主催・運営したことなどにより、発生した費用は会場費 245 千円のみと、予算 3,000 千円に対し大きく減少する結果となった。</p> <p>当初の計画段階で市における開催可能性を適切に検討していれば、差額の予算を他の施策に配分することができたと考えられる。そのため、新規の事業に関しても、予算の策定にあたり必要な情報を適切に収集し、十分に検討を行うことが望まれる。</p>
2-23. 御用聞き企業の訪問の実施			
成果指標の数値設定単位について	意見㉒	105	<p>具体的な成果指標として細分化されたそれぞれの事業ごとにかかる成果指標は定めていなかった。</p> <p>産業連携推進事業のうち、それぞれの細分化された事業の有用性を判断するには、それぞれの事業ごとの成果を評価する必要があると考えられるため、成果指標もそれぞれ定めることが望まれる。</p>
2-24. 国際的起業イベント出展			
国際的起業イベント出展に関する成果指標	意見㉓	108	<p>市では測定が困難である点に鑑みて、十分な効果測定を行っていないのが実情である。</p> <p>事業に投入した資源を有効活用する点も鑑みて、成</p>

項目	区分	報告書 ページ	内容
の設定について			果指標の設定及び測定が求められる。
2-25. 組込関連産業展示会出展			
組込関連産業展示会出展に関する成果指標の設定について	意見④⑩	111	当該事業に対し、事前に成果指標を設定し、その成果指標に基づく評価をしていない。 事業の有効性を適切に評価し、次年度以降の事業の改善に資するために、成果指標を予め設定し、事業実施後に効果を測定することが望まれる。
2-29. 企業立地促進事業			
当初予算と実績の乖離について	意見④⑪	119	当初予算と実績数値の比較を行った結果、いずれの年度も当初予算からの下振れが発生していた。 当初予算策定段階で、事業者の賃借資産にかかる賃料・雇用者数の状況を適時に把握できていれば、差額の予算を他の施策に配分することができたと考えられる。 予算の策定にあたり必要な情報を適時に収集し、検討を行うことが望まれる。
2-30. 次世代エネルギー創出促進事業			
創エネルギー導入促進助成制度の交付要件について	意見④⑫	122	制度の開始から平成 30 年度末までの 4 年間でわずか 1 件の指定にとどまっており、現状では、目的を達成するための制度として限定的な利用にとどまっている。 対象となる事業を拡大するといったことを含め、制度を事業者の立場から利用しやすいものにし、利用実績を高めていくことが望まれる。
目標設定のレベルについて	意見④⑬	123	創エネルギー導入促進助成制度事業の成果指標は、年 1 件以上の指定となっているが、目標のレベルとしては低い水準である。 市民の立場からはもう少し高い水準を目指すことを期待する。
3. 経済局における過年度包括外部監査の対応状況・改善状況			
① 仙台市中小企業融資制度について			
包括外部監査に係る指摘、	意見④⑭	124	平成 25 年度の指摘以降、市のホームページにはこれらの説明などはなんら掲載が行われておらず、措置の

項目	区分	報告書 ページ	内容
意見への対応 状況の公表に ついて			状況が不透明となったまま5年以上経過している。 市民への情報提供という面では甚だ不十分であることから、当該情報開示の姿勢については改善することが望まれる。
制度融資に係 る条件変更に ついて	意見④⑤	128	情報共有を行っているとのことであるが、実際に個別 案件について協議される機会はなく、条件変更の報 告が提出されるとそのまま受理している状況は継続し ている。 市は保証協会の債務保証による損失の一部を負担す るのであるから、条件変更による損失拡大を防ぐため に、保証協会と随時協議し、保証内容の変更が妥当 であるか否かを検討することが望まれる。
③企業立地促進助成金について			
操業継続報告 書の提出期間 について	意見④⑥	131	要綱の規定では、報告対象期間が最後の交付決定 の通知を受けた日から5年間を網羅できない場合が ある。 助成金交付期間終了後も事業が継続されているかど うかについて積極的に市が確認するために操業継続 報告書の提出を求めることとした趣旨からすると、最 後の交付決定の通知を受けた日から5年が経過した 時点で、改めて操業継続報告書を入手するなどの対 応が必要と思われる。